

令和5年1月30日

令和5年度差押不動産等の鑑定人の応募要領

- 1 高松国税局では、高松国税局の管轄区域に所在する全国の国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）及び税務署において差し押さえた不動産等の時価の鑑定評価等を行うための鑑定人として、不動産鑑定士を以下の期間募集します。

募集期間 令和5年1月30日（月）から令和5年2月17日（金）まで（必着）

- 2 依頼する業務は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に行う次の業務です。

- ① 差押不動産（国税徴収法 89 条の2 第4 項に規定する特定参加差押不動産を含みます。以下同じ。）又はそれ以外の不動産（以下「差押不動産等」といいます。）の鑑定評価
- ② 差押不動産等の現況調査に係る調査報告書の作成又は意見書の作成
- ③ ①、②に付随する諸業務

また、鑑定評価、現況調査又は意見書の作成（以下「評価等」といいます。）を依頼する不動産に関して、依頼した業務を通じて知り得た情報については、保持いただくべき守秘義務があるとともに、作成いただいた鑑定評価書、調査報告書又は意見書については、差押不動産等の公売時又は税務上の係争が生じた場合等に、公告書類又は参考資料として公開対象となります。

業務の詳細については、別紙1「仕様書」に記載しておりますので、必ず確認願います。

- 3 具体的な応募手続等については、以下のとおりですので、応募資格等をよく確認して所定の申請書類により受付期間内に応募してください。

(1) 応募資格

応募資格を有するのは、以下の全ての要件を満たしている不動産鑑定士です。

- イ 現に、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」といいます。）第22条の規定による登録を受けている不動産鑑定業者又は登録を受けている不動産鑑定業者の事務所の常勤の不動産鑑定士であること。
- ロ 過去3年間に於いて不動産の鑑定評価（競売不動産の評価を含みます。）を年間5件以上行うなど十分な鑑定評価経験を有すること。
- ハ 不動産鑑定士及びその不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っていること。
- ニ 鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。
- ホ 不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が、鑑定評価法第41条の規定による監督処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。

ヘ 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者の財産についての競売の申立て、破産手続開始の申立てがあること等により、依頼する業務の遂行に重大な支障が生ずると認められる事情がないこと。

ト 依頼した業務に携わる全ての期間を通じてその業務を速やかに、かつ、適切に実施できる状況にあること。

(2) 応募手続

イ 申請書類

様式 1－1「鑑定人の希望届出書」(応募を希望する不動産鑑定士が、同一の不動産鑑定業者に2名以上いる場合は、様式 1－2「鑑定人の希望届出書(次葉)」を併せて提出する。)

様式 1－3「誓約書・役員等名簿」

ロ 申請書類等の配付期間

令和5年1月30日(月)から

ハ 申請書類の入手方法

応募手続に係る申請書類は、全国の国税局のホームページ「調達情報」に掲載している様式をダウンロードすることにより入手してください。また、全国の国税局会計課又は徴収部(別紙2「申請書類の提出先及び照会先」参照)の窓口にて直接入手することもできます。

(3) 応募の受付先

高松国税局総務部会計課に提出してください。

(4) 応募の受付期間

令和5年1月30日(月)から令和5年2月17日(金)まで(必着)

4 差押不動産等の鑑定人の募集は、各国税局で実施しています。

高松国税局の管轄区域(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県)以外の都道府県に所在する差押不動産等の評価等を希望される方は、別紙2「申請書類の提出先及び照会先」を参照の上、その都道府県を管轄する国税局にも申請書類を提出してください。

5 応募された不動産鑑定士については、3(1)の応募資格及び提出いただいた申請書類に基づき登録審査を行います。

審査の結果、各国税局において、令和5年度の鑑定人として登録することとなった不動産鑑定士については、応募された不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者宛に登録した旨を通知します。